

学校の部活動に係る活動方針（滋賀県立彦根翔西館高等学校）

1 部活動のあり方についての基本的な考え方

- ・学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。
- ・好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

2 部活動の活動時間・休養日

- ①活動時間 平日は概ね3時間程度、週休日および学校休業日は概ね4時間程度とする。

定期考査前1週間および定期考査期間中に活動の必要がある場合は、届けを出して許可を得るものとする。ただし調整練習程度とする。

- ②休養日 週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり概ね2日程度とする。（大会等の日程の関係で、予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、休養日を適宜設定する。）

なお、部活動の競技・部門・種目等の特性や一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合は、学校長の許可を得るものとする。

3 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

- ・生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

4 体罰の防止・健康管理・安全対策

- ・「体罰」を行うことは法律で明確に禁止されており、「体罰」は決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。
- ・生徒の心身の健康管理に留意し、ケガや熱中症等のない安全な指導を行う。
- ・安全を最優先し、事故防止には万全を期した指導を行う。

5 部費等

- ・保護者から徴収する部費については、県の「学校徴収金の取扱に関するガイドライン」に沿って、管理職の承認を得て、年1回は保護者に対し会計報告を行う等適切に処理を行う。